

議第 1 4 号

高島市手数料徴収条例および高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日

高島市長 福 井 正 明

高島市手数料徴収条例および高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第 1 条 高島市手数料徴収条例（平成 1 7 年高島市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 4 5 0 円
---	----------------

」を

「

戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 4 5 0 円とし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要
---	---

	な操作を行うことにより 証明書等を自動交付する 機器を有するものをいう 。以下同じ) による交付 にあたっては1通につき 350円とする。
--	--

」に改める。

第2条 高島市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票の写しもしくは住民票 に記載した事項に関する証明 書または戸籍の附票の写しの 交付	1通につき200円
住民基本台帳の一部の写しの 閲覧	1件につき200円
道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）第34条第 2項の規定（同法第73条第 2項において準用する場合を 含む。）に基づく自動車臨時 運行許可申請に対する審査	1両につき750円
印鑑登録証の交付	1件につき100円
印鑑証明書の交付	1件につき200円
被相続人居住用家屋等確認書 の交付	1件につき200円
固定資産課税台帳の閲覧	1時間を1件とし、1件 につき200円
固定資産課税台帳に記載され ている事項の証明書の交付	1件につき200円（土 地建物については、土地 家屋6筆（棟）までを1 件とし、以後1件を増す ごとに20円を加算する 。）
租税公課に関する証明書の交	1件につき200円（土

付	地建物については、土地家屋6筆（棟）までを1件とし、以後1件を増すごとに20円を加える。）
公簿、公文書もしくは図面の閲覧または照合	1種類1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）を1件とし、1件につき200円
公簿、公文書の謄本または抄本の交付	1件につき200円
図面の謄写	1件につき200円

」を

「

住民票の写しもしくは住民票に記載した事項に関する証明書または戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円とし、多機能端末機による交付にあたっては1通につき200円とする。
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき300円
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車臨時運行許可申請に対する審査	1両につき750円
印鑑登録証の交付	1件につき300円
印鑑証明書の交付	1件につき300円とし、多機能端末機による交付にあたっては1件につき200円とする。
被相続人居住用家屋等確認書の交付	1件につき300円
市税に関する公簿等の閲覧	1時間を1件とし、1件につき300円

市税に関する公簿等の写しの交付	(1) 地番図、字限図等 1枚につき300円 (2) 固定資産課税台帳兼 名寄帳等 1件につき 300円（同一所有者 につき1件とする。）
市税に関する証明の交付	1件につき300円とし、 多機能端末機による交 付にあたっては1件につ き200円とする。（固 定資産税に関する証明は 同一所有者につき1件と する。）
公簿、公文書もしくは図面の 閲覧または照合	1種類1時間（1時間に 満たない場合は、1時間 とする。）を1件とし、 1件につき300円
公簿、公文書の謄本または抄 本の交付	1件につき300円
図面の謄写	1件につき300円

」に、

「

その他の証明書の交付	1件につき200円
------------	-----------

」を

「

その他の証明書の交付	1件につき300円
------------	-----------

」に改める。

第3条 高島市水道事業給水条例（平成17年高島市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項の表中「200円」を「300円」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定は同年10月1日から施行する。